

SNSを活用した相談業務公募型プロポーザル
企画提案説明書

1 業務概要

(1) 業務名

SNSを活用した相談業務

(2) 業務の目的

若者の通信手段が電話からSNSに移行していることを踏まえ、いじめを含めた様々な悩みを抱える生徒の「相談したい気持ち」に応えるため、SNSによる相談を実施する。

(3) 業務内容

別紙「SNSを活用した相談業務公募型プロポーザル企画提案指示書」のとおり

(4) 契約期間

令和4年(2022年)4月中(契約締結日)から令和5年(2023年)3月31日(金)まで

(5) 発注者

北海道

2 企画提案の参加資格

本公募の対象者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

(ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等ではないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者ではないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)(道に納税義務がない場合は除く。)

(イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合は除く)

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。(当該届出の義務がない場

合を除く。)

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条に規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ケ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）から付与されるプライバシーマーク又は ISO/IEC27001 を取得していること。

コ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 提案の提出方法等

事業の委託に当たり、公募型プロポーザル参加希望者は事前に資格審査申請書を提出して参加資格の有無の審査を受ける。審査の結果、参加資格を有する者には、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部課（提出・問い合わせ先）

北海道教育庁学校教育局 生徒指導・学校安全課 企画・調整係

所在地：〒060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館 8 階

電 話：011-204-5755（ダイヤルイン）

F A X：011-272-1234

(2) 参加資格の審査

本公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからオまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

なお、資格審査申請書の提出があったものに対しては、参加資格の審査結果を通知する。

ア 提出書類 資格審査申請書及び添付資料

イ 提出部数 1 部

ウ 提出期限 令和 4 年（2022 年）3 月 9 日（水）午後 5 時 00 分（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

また、ひとつのコンソーシアム又は単独法人等が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

オ 提出場所 上記 3 の（1）のとおり

(3) 企画提案書の提出要請

参加資格の審査の結果、資格を有する者に対し、書面により企画提案書等の提出を求める。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類 企画提案書

イ 提出部数 15 部

ウ 提出期限 令和 4 年（2022 年）3 月 23 日（水）午後 5 時 00 分（必着）

エ 作成方法 SNSを活用した相談業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領によること。

オ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までとする。

また、ひとつのコンソーシアム又は単独法人等が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

カ 提出場所 上記3の（1）のとおり

4 提案の審査等

（1）審査会の設置

提案の審査は、SNSを活用した相談業務公募型プロポーザル審査会を設置して行う。

（2）最良の提案をした者の選定方法等

プロポーザル審査会において、SNSを活用した相談業務公募型プロポーザル審査要領の規定に基づく審査基準及び審査方法により、提出のあった企画提案を審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

ア ヒアリングの実施

（ア）プロポーザル審査会において、ヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時や場所、実施方法等については別途通知する。

（イ）ヒアリングに参加しなかった者の企画提案は無効とする。

イ 審査項目

（ア）業務への理解

SNS相談業務に対する理解は十分か。

（イ）業務実施方法

- SNS相談業務を行う場所、設備、システム等は適切に確保されているか。
- 示された期間又はそれ以上の実施期間を確保しているか。
- 緊急に対応を要すると思われる事案であると判断する場合の基準は明確にされているか。また、緊急性が高いと判断した場合の連絡体制や関係機関との連携等の対応方法は確立されているか。
- SNS相談業務でのトラブル防止の方策、苦情が発生した場合の対策等は取られているか。
- 企画提案指示書に示す資質・能力を有する相談員を確保しているか又は確保する方法が明確か。また、相談員のスキルアップのための教育・研修計画は妥当なものか。
- SNS相談業務における個人情報の管理・セキュリティ対策への整備を適切に確保しているか。
- その他、相談システムの運用など企画提案指示書で示す委託業務の内容を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。

- (ウ) 業務実施体制
提案内容を実施できる人員が確保されているか。
 - (エ) SNSの機能やICT技術を活用した工夫
 - ・最新のSNS技術等を活用して、相談者がより相談しやすいSNS機能を活用しているか。
 - ・業務全体において、ICT技術を活用してより効果的、効率的な実施に向けた工夫をしているか。また、SNSの機能を活用し、いじめ等の防止に関する情報の効果的な発信の工夫をしているか。
 - (オ) 関係業務受託実績
類似業務の実績年数や自治体との契約実績状況はどの程度あるか。
 - (カ) 道内企業・人材の活用
道内に本店、支店又は営業所等を有しているか。または、本店・支店所有にかかわらず本業務実施にあたり道内人材を活用しているか。
※ コンソーシアムの場合は構成する法人の一つが条件を満たしているか。
- (3) 特定者の選定に係る審査結果の通知
審査終了後、企画提案の採否及び特定者名を、企画提案者全員に書面により通知する。
- 5 予算上限額
9,107,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 6 契約に関する基本事項
特定者と締結する契約については、次の事項を基本とする。
- (1) 契約方法
随意契約
 - (2) 契約の根拠
地方自治法施行令167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき。）及び北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）
 - (3) 提案内容の修正等
採択された提案内容は、契約締結までに修正・変更が加えられる場合がある。
 - (4) 見積書の提出
原則として、特定者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。
 - (5) 契約保証金
契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。
 - (6) 契約書及び業務処理要領
別途作成する。

(7) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(8) 成果品及び構成素材に関わる知的財産権等

成果品及び構成品に含まれる第三者の著作権及びその他の権利については、受託者が交渉・処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。

なお、本業務の成果品及び構成品に含まれる著作権及びその他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる資格審査申請書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された資格審査申請書は、企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外に、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は、企画提案参加事業者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することとする。

オ 提出期限以降における資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された書類は返却しない。

キ 審査結果及び特定者名は公表する。

ク 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と特定者が協議して決定する。